

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案

新旧対照表 目次

○ 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（第一条関係）	1
○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（第二条関係）	7
○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（第三条関係）	10
○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第四条関係）	11

改正案	現行
<p style="text-align: center;">国家安全保障会議設置法</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、<u>国家安全保障会議</u>（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務等）</p> <p>第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）への対処に関する基本的な方針</p> <p>五 武力攻撃事態等への対処に関する重要事項</p> <p>六 周辺事態への対処に関する重要事項</p> <p>七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）<u>第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項</u></p> <p>八 国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）</p> <p>九 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれら</p>	<p style="text-align: center;">安全保障会議設置法</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、<u>安全保障会議</u>（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>（内閣総理大臣の諮問等）</p> <p>第二条 内閣総理大臣は、次の事項については、会議に諮らなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処に関する基本的な方針</p> <p>五 <u>内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態等への対処に関する重要事項</u></p> <p>六 <u>内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項</u></p> <p>七 <u>内閣総理大臣が必要と認める自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）<u>第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項</u></u></p> <p>八 <u>その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項</u></p>

の政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）

十 重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定により第七号又は第八号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項

十一 その他国家安全保障に関する重要事項

2 内閣総理大臣は、前項第一号から第八号まで及び第十号に掲げる事項については、会議に諮らなければならない。

3 第一項の場合において、会議は、武力攻撃事態等、周辺事態及び重大緊急事態に関し、同項第四号から第六号まで又は第十号に掲げる事項について審議した結果、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができるとができる。

（組織）

第三条 会議は、議長及び議員で組織する。

（議長）

第四条 （略）

2 （略）

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、内閣法（昭和二十二

九 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び前二号の規定によりこれらの規定に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。）への対処に関する重要事項

2 前項に定める場合のほか、会議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し意見を述べることができる。

（組織）

第三条 会議は、議長及び第五条第一項各号に掲げる議員（同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。）で組織する。

（議長）

第四条 （略）

2 （略）

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、次条第一項第一号に

年法律第五号) 第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣(順位を定めて二以上の国務大臣が指定されているときは、最先順位の国務大臣)をもつて充てられる議員がその職務を代理する。

(議員)

第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。

- 一 第二条第一項第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長
- 二 第二条第一項第九号に掲げる事項 外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官
- 三 第二条第一項第十号に掲げる事項 内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣
- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、第二条第一項第四号から第六号までに掲げる事項に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合には、議長、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣によつて事案について審議を行うことができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前二項に規定する者のほか、これらの規定に規定する国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
- 4 前三項の場合において、議員が不在のときは、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合に限り、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官

掲げる者である議員がその職務を代理する。

(議員)

第五条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 内閣法(昭和二十二年法律第五号) 第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣
- 二 総務大臣
- 三 外務大臣
- 四 財務大臣
- 五 経済産業大臣
- 六 国土交通大臣
- 七 防衛大臣
- 八 内閣官房長官
- 九 国家公安委員会委員長
- 2 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、同項に掲げる国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
- 3 議長は、前二項の規定にかかわらず、第二条第一項第四号から第九号までに掲げる事項(同項第七号及び第八号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。第八条第二項において同じ。)に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合は、第一項第一号、第三号及び第六号から第九号までに掲げる議員によつて事案について審議を行うことができる。ただし、その他

房副長官を含む。第七条第二項において同じ。）がその職務を代行することができる。

(資料提供等)

第六条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 会議は、必要があると認めるときは、内閣官房長官及び関係行政機関の長に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をするよう求めることができる。

(服務)

第七条 (略)

2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者、第五条第四項の規定により副大臣として議員の職務を代行した者、次条の規定により関係者として会議に出席した者並びに第九条第三項の委員長及び当該委員長であつた者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(関係者の出席)

第八条 内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官(内閣法第二十一条第三項の規定により国家安全保障に関する重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。)は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることができる。

2 前項に定めるもののほか、議長は、必要があると認めるときは、統合幕

の同項又は前項に規定する議員を審議に参加させるべき特別の必要があると認めるときは、これらの議員を、臨時に当該審議に参加させることを妨げない。

(服務)

第六条 (略)

2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(関係者の出席)

第七条

議長は、必要があると認めるときは、統合幕僚長その他の関係者を会議

僚長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事態対処専門委員会)

第九条 会議に、事態対処専門委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第二条第一項第四号から第八号まで及び第十号に掲げる事項（同項第七号及び第八号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。）の審議を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3 5 (略)

(幹事)

第十条 会議に、幹事を置く。

2 幹事は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。

(議事)

第十一条 (略)

(事務)

第十二条 会議の事務は、国家安全保障局において処理する。

に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事態対処専門委員会)

第八条 会議に、事態対処専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第二条第一項第四号から第九号までに掲げる事項の審議及びこれらの事項に係る同条第二項の意見具申を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3 5 (略)

(議事)

第九条 会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

(事務)

第十条 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

第十三条及び第十四条  
(略)

第十一条及び第十二条  
(略)

改正案	現行
<p>第十五条（略）</p> <p>2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。第十七条第二項第一号において同じ。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。</p> <p>3 5（略）</p> <p>第十七条 内閣官房に、国家安全保障局を置く。</p> <p>2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。）</p> <p>二 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）第十二条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務</p> <p>三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を</p>	<p>第十五条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。</p> <p>2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。</p> <p>3 5（略）</p>



総合して整理する事務

3 国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。

4 国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。

5 第十五条第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。

6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長二人を置く。

7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

第十八条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)

第十九条及び第二十条 (略)

第二十一条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置く。

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

3 内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の中から、国家安全保障に関する重要政策を担当する者を指定するものとする。

第十七条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)

第十八条及び第十九条 (略)

第二十条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

<p>4  内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。</p> <p>5  第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。</p> <p>第二十二條及び第二十三條 (略)</p> <p>第二十四條 この法律に定めるもののほか、内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。</p> <p>第二十五條 (略)</p>	<p>3  内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。</p> <p>4  第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。</p> <p>第二十一條及び第二十二條 (略)</p> <p>第二十三條 内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。</p> <p>第二十四條 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（一般職及び特別職）            第二条（略）            ②（略）            ③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。            一～五（略）            五の二 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監            五の三 国家安全保障局長            五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官            六～十七（略）            ④～⑦（略）</p>	<p>（一般職及び特別職）            第二条（略）            ②（略）            ③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。            一～五（略）            五の二 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監            五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官            六～十七（略）            ④～⑦（略）</p>

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監</p> <p>七の二 国家安全保障局長</p> <p>八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官</p> <p>九～七十五（略）</p>			
<p>別表第一（第三条関係）</p>		<p>別表第一（第三条関係）</p>	
官職名	俸給月額	官職名	俸給月額
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監及び内閣情報通信 政策監</p>		<p>検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監及び内閣情報通信 政策監</p>	
一、二二二、〇〇〇円		一、二二二、〇〇〇円	

(略)	国家安全保障局長 大臣政務官 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長
(略)	

(略)	大臣政務官 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長
(略)	